

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田2-8-11
評価実施期間	2022年 5月 10日 ~ 2022年 9月 26日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	グローバルキッズ南行徳園 グローバルキッズミナミギョウトクエン		
所 在 地	〒 272-0142 千葉県市川市欠真間1-4-7		
交通手段	東京メトロ東西線 南行徳駅より徒歩15分		
電 話	047-395-5777	FAX	047-329-2077
ホームページ	http://www.gkids.co.jp/		
経 営 法 人	株式会社グローバルキッズ		
開設年月日	2014年 10月 1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県市川市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	14	16	17	17	17	90		
敷地面積	574.27㎡			保育面積			368.64㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診・歯科検診・発育測定・尿検査・蟻虫検査								
食事	給食・アレルギー除去食・離乳食・宗教食の提供								
利用時間	午前7時00分~20時00分(土曜日7時00分~20時00分)								
休 日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流									
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	19	5	24	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	15	0	4	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	0	0	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市こども政策部こども施設入園課	
申請窓口開設時間	市川市こども政策部こども施設入園課	
申請時注意事項	支給認定申請及び保育施設利用における必要書類の提出	
サービス決定までの時間	月毎の入園選考会議により可否が決定される	
入所相談	市川市こども政策部こども施設入園課	
利用料金	保育料のみ	
食事料金	給食は保育料に含むが夕食1食につき300円個人負担	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>《企業理念》 子ども達の未来のために 《保育理念》 豊かに生きる力を育てる</p> <p>一人ひとりの子どもが、 かけがえのない人生を豊かに歩いていくために、 その人生のスタートである幼少期を 『愛おしい存在』として認められ、その『命』を守られ、 『心地よくいきいきと生きる』こと。 グローバルキッズは、これが最も重要であると考えています。 子どもの気持ちを尊重し、受け止め、認めることで、 子どもは『自己』を十分に発揮します。 そして周りの人への信頼感が育ち、 『自分は大変な存在』であることを感じ取っていきます。 子ども達が日々の生活をとおして、 『自分を大切にし』『人を大切にする』という 人として大切な力が育っていくよう、 丁寧に、広い視野と客観性を持って保育を行います。</p>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い園庭があり、少しの時間でも戸外活動が楽しめるようになっていました。また、畑もあり野菜栽培・収穫を通して食育活動にも取り組んでいます。 ・ 1日1回は戸外に出掛け、自然の触れ合いを大切にしています。 ・ 野菜の皮むきやクッキングなどを行い食育に力を入れています。 ・ コーナー保育を行い、興味のある遊びに集中できるような環境設定を行っています。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりと向き合い、個性を伸ばしていく保育 ・ 子どものやりたい気持ちを尊重しともに経験する中で成長し合う保育 <p>の2点を、南行徳園の保育方針に挙げ、一人ひとりと向き合う保育を行っています。</p> <p>保育士・調理師・栄養士・看護師みんなで、子ども達の成長・発達を見守るチーム保育を実践しています。</p> <p>毎日手作りの温かい給食を提供します。行事などには可愛く飾りつけされた給食を提供しています。</p> <p>季節の行事については、保育士がパネルシアターや紙芝居・ペープサートなど使い、由来やいわれなどを楽しく学べるよう工夫しています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

○子ども一人ひとりを尊重した教育及び保育環境の整備に取り組み、子どもの生活や遊びが豊かに展開しています

今年度の保育計画の一つ「子どものもつ発想、イメージ、意欲を育てるため『遊び』にバリエーションを広められるような保育室の環境づくり」の実践として、職員が研究しながら子どもの主体性を尊重し、活動できる環境の整備に力を入れています。年齢に応じて、木や布などさまざまな素材のおもちゃや、同じおもちゃでも形、色、大きさの違うものを用意し、五感を使って遊べるような環境の提供を心がけています。また、絵本やおもちゃは自ら選び取り出せるように低い棚に収納し、おままごとやブロックコーナーなど、少人数のグループで過ごせる空間を設定し、集中力を高めています。さらに、各職員の得意な分野を発揮しながら、紙すきや体育、造形など子どもたちの活動の幅を広げ、豊かに展開できるように企画しています。また、共有の広い廊下や2階の吹き抜けの部分にはネット状のハンモックが設置されるなど、子どもたちがわくわく感を味わいながら活動的に過ごしています。園庭は実のなる木々や草花に囲まれ、ちょうを羽化させたり、かめを飼育したりしていろいろな植物や生き物に触れることで、命の大切さを学んでいます。恵まれた環境を生かした活動を日常の教育及び保育の中に取り入れ、保育方針の実現につなげています。

○子どもたちがおいしく楽しく食べられるように計画し、さまざまな経験を通して食への興味関心が持てるように取り組んでいます

栄養士により園独自の「年間食育計画書」を立案しています。食事をおいしく楽しく食べ、食べ物を大切にすることが身につくよう、計画に基づき年齢に応じて活動を進めています。計画内容は、予定行事食、献立作成の留意点、目的、ふれあい体験などの食育内容、種まき、収穫など、具体的な内容が月別に記載されています。園には、広い園庭の一角に畑があり、びわやみかんなど実のなる木々に囲まれた環境になっています。5歳児を中心に、4、5月には夏野菜の苗を植え、水やりをして、7、8月には収穫の喜びを味わうとともに、食べ物を大切にすることを身につけています。3、4歳児もとうもろこしの皮むきなどで食材に触れ、偏食の改善にもつながっています。また、クッキングの体験を通して、調理関係職員への感謝の気持ちが芽生えています。献立表は本部の管理栄養士が作成し、旬の食材を生かしたバランスの良い内容で、特に、子どもたちが楽しみにしている季節の行事食は、さまざまな食材と盛り付けなど工夫がみられます。食物アレルギーのある子どもへの対応についても、「食物アレルギー・未食対応」のマニュアルに基づき、適切に行われています。

○施設長は、職員が主体性を持って楽しみながら教育及び保育ができる、働きやすい職場作りに努めています

職員会議での議題や行事の内容は、クラスごとに話し合いを進め、それを園全体ですりあわせることで職員が主体性を持って考え、保育を進められる体制を作っています。施設長は2か月に1度の個別面談により、保育の方法や進め方などの状況、さらに職員の思いを聞き取ることで、職員が楽しみながら保育ができる職場作りに努めています。残業を減らし、有給休暇もしっかり取ることで良い保育、良い仕事ができるとの考えから、職員体制を整え、働きやすい環境を作っています。リフレッシュ休暇やアニバーサリー休暇などの制度があり、また系列園どうしで連携することで、役職者も含め育児休暇など長期の休暇も取りやすい体制となっています。経験のある職員と新しく来た職員とが組むなどし、職員同士が教え合いながら保育を進めていける体制を整え、困ったこと、悩んでいることなどあれば施設長はもちろん、リーダー職員に相談できる環境が整っています。

さらに取り組みが望まれるところ

●保護者などからの意見や要望、苦情を受け付ける機会が充実し、また、そのしくみについての周知が進むことを期待します

玄関に意見箱を常設し、送迎時には口頭でのやりとりや連絡帳アプリを通じて利用者からの意見や要望を受け付けています。出された意見などは職員で共有し、改善策を話し合い、必要に応じて本部とも連携して改善につなげています。現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、保護者会など保護者が園に来て意見交換できる機会が少なくなっていることから、利用者からの意見や要望、提案について、聞き取る機会がもっと充実することを期待します。また、苦情解決の仕組みについては、重要事項説明書に沿って一人ひとりに説明し、さらに、同意書への署名をもってその理解を確認しています。このことについて、受け付け担当者や第三者委員名とその連絡先が玄関ホールに掲示されていますが、保護者の認識がさらに進むよう、掲示なども工夫されてはいかがでしょうか。

●事業報告は事業計画に対してその達成度とその状況を測り、達成状況と改善事項が明確になることを期待します

主任やリーダー職員をはじめ、職員からの意見を取り入れながら事業計画を作成しています。そこでは園児、家庭の状況、職員や園の運営環境などを考慮しつつ、保育目標や保育方針、目指す子どもの姿といった園の考えが明記されています。またどのような保育実践をしていくのかが項目ごとに網羅されており、さらに最重要項目として3項目が設定されています。年度末には事業報告書が作成されていますが、その内容は事業計画書に対応したものとはなっておらず、諸行事についての反省と考察にとどまっています。事業報告は事業計画に対してその達成度とその状況を各項目ごとに測るものとし、達成状況と改善事項が明確になることを期待します。また中長期での課題とその段階ごとの計画的な取り組みを明確にし、それを落とし込んだ事業計画ができるとさらに良いでしょう。

●各種マニュアルを整備し業務の標準化に取り組んでいますが、さらなるマニュアルの活用に期待しています

業務の標準化を図るため、本部が作成した冊子「グローバルキッズ保育」「保育基本マニュアル」などを全職員に配付し徹底しています。保育基本マニュアルには、保育の指針、マインド・姿勢、保育の実践などについて明示され、また、職員がわからないことが起きた際には、園に整備しているさまざまなマニュアルを活用し、職員の資質向上につなげています。本部が作成した全園共通の「保育マニュアル」を事務室に整備し、職員はいつでも閲覧できるようになっています。各マニュアルの変更については、本部の担当者と職種の代表者により、それぞれのマニュアル類の定期的な見直しを行っています。変更時は各施設長に連絡し、職員に説明をして変更部分の差し替えを行うなど徹底しています。当園は今年度、職員の異動が多く、施設長は職員育成に力を入れています。さらにマニュアル類を確認することで、全職員の共通理解につなげ、さらなる業務の標準化に期待しています。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

今回、第三者評価を受けるにあたり、職員みんなでアンケート内容を考える中で、普段の保育を見つめ直す機会となりました。また文章化する事により問題点や課題などが明確になりました。地域交流など新型コロナウイルスが流行し出来ていない事も多く、今後少しずつ広げていく事の重要さなど考え直す機会となったと思います。そして評価者の方と話をすることで出来ていない事が出来ていたりと客観的に見てもらう事での気づきもたくさんありました。良くするためのヒントなども頂き今後に繋げていこうと思います。

第三者評価の結果も職員と話す中で、自分たちが行っている保育を普段は結果として見えづらい職種でもあるので少し自信になった部分もあるようで、前向きに捉えていました。出来ていない部分に対しては、保護者アンケートからは保護者のニーズやどのような事を不安に思っているなどが、分かり良かったと思います。出来る事からとりくんでいきたいと思えます。

今回お忙しい中、何度も足を運んで頂き丁寧な説明をして頂きとても感謝しています。

今後もよろしくお願いいたします。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	5	1	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7 人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 職員の就業への配慮	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			10 職員の質の向上への体制整備	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	11 利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		13 利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 利用者意見の表明	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する保育の標準化	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	19 教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0	
	5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5	0		
6 地域	33 地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				135	1	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念として「豊かに生きる力を育てる」とあり、重要事項説明書やパンフレットにはこのことについて「乳幼児期を愛おしい存在として認められ、その命を守られ、心地よく生きること」や「子どもの気持ちを尊重し、受け止め、認めることで、子どもは自己を十分に発揮します」などの説明があります。また保育目標として「心身ともに健康な子」「自分の思いを素直に表現できる子」「自信を持って何でも挑戦できる子」の3つ、保育方針「一人ひとりと向き合い個性をのばしていく保育」「子どものやりたい気持ちを尊重し、ともに経験する中で成長し合う保育」の2つが明文化され、園の「ご利用案内」や保育の総合的な計画である「全体的な計画」などに明記されています。これらは保育所保育指針に書かれている子どもの主体性などの内容を踏まえ、園の目指す保育を明確にしています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育目標と保育方針が事務所の壁に大書され、職員は出退勤のたびに目にすることができます。それらは職員が話し合い、自分たちの目指す保育として作ったものです。年に1度はその内容を現在の保育の姿と照らして振り返り、クラスの目標を設定するとあわせて必要があれば改訂しています。これらを踏まえて目指す人材像や大切にしたい姿勢が書かれた「保育者実践マニュアル」や「GK保育」という冊子が職員一人ひとりに配付され、実際の保育へとつなげています。新たに入職する職員には、運営法人の考えについての理解を深めるための入社研修、フォローアップ研修を行っています。年間の保育計画、月の指導計画の作成時には、こうした園の考えを確認しながら進めています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時、保護者に重要事項を説明する中で、園の理念や保育目標、保育方針について丁寧に説明しています。説明後には、その理解と了承について『「企業概要・企業理念・保育理念・保育目標・保育方針」を確認いただけましたか?』という質問項目へのチェックをもって確認しています。また園のパンフレットや利用案内への掲載、玄関ホールへの掲示などを通して常に保護者の目につくように取り組んでいます。園では周知のためにさまざまな取り組みを行っていますが、保護者の認知度は高いとは言えないようです。新型コロナウイルス感染症への対応もあり、直接説明できる機会は減っているとのことですので、玄関ホールへの掲示方法の工夫など、検討されることをお勧めします。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画には経営理念や保育理念、目指す子どもの姿といった園の考えが明記され、そこからどのような保育実践をしていくのかが書かれています。保育内容、健康・栄養管理、安全についての3項目に、最重要事項や環境問題への取り組み、行事予定といった内容で構成されています。最重要項目として今年度、臨床心理士の巡回訪問相談を取り入れること、地域への行事参加の呼びかけ、研修の充実と職員連携による保育体制づくりの3項目が設定されています。年に2回、施設長と主任、エアーマネージャー、保護者の代表が参加する運営委員会を開催し、事業計画や事業報告、また、園の状況や課題について説明しています。事業計画は中長期の計画を踏まえたものとはなっていないことから、中長期での課題とその取り組みを明確にし、それに向けた計画となることを期待します。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員や子ども、家庭の状況、園の運営環境などを考慮し、4月に施設長が事業計画のたたき台を作成しています。その内容について、主任やリーダー職員と話し合いを持ち、さらに、職員会議で職員に投げかけ意見交換することで、全職員による園の計画となるよう取り組んでいます。作成された事業計画はエアーマネージャーを通して本部にも報告しています。年度末には事業報告書が作成されていますが、その内容は事業計画書に対応したのではなく、諸行事についての反省と考察になっています。事業報告は事業計画に対してその達成度を測り、どのようにできたのか、もしくはできなかったのかを明確にし、達成度と改善事項を職員で共有されてははいかがでしょうか。また、年度の途中で実施状況の評価できるとさらに良いでしょう。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画をもとにクラスの目標を設定することで、発達年齢や子どもの特性、それらの課題に応じてどのように保育を進めるかを職員が共有しています。施設長はクラスごとの話し合いを進め、それを園全体ですりあわせることで、職員が主体性を持って保育を進められる体制を作っています。2か月に1度の施設長との個別面談により、保育の方法や進め方などの状況、さらに、職員の思いを聞き取ることで、職員が楽しみながら教育及び保育ができる職場作りに努めています。年に2回の「輝き度調査」として仕事のやりがいなどについてのアンケート調査を通してその状況を把握しています。今年度は職員の入れ替わりが多かったことから、経験のある職員と新しく来た職員とが組むなどし、職員同士が教え合いながら保育を進めていける体制を整えています。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全職員が持つ「GK保育」、「職員実践マニュアル」といった冊子には、職員として守るべき倫理や責務、職員としての心構えが記載されています。そこにはプライバシー保護や守秘義務を含め、その重要性和保育場面での対応について具体的に明記されています。園の持つ社会的使命に対して、高い倫理観を持って業務に取り組めるよう credo(信条)を定めています。職員会議において全職員でそれを唱和することでその内容の理解を進めています。今年度は市から配布された「不適切な保育の未然防止並びに発生時の対応について」の資料を活用し、そのチェックリストとあわせて職員の保育を見直しています。系列園での事例や社会的な話題が出た時などは職員で共有し、対応について話し合う機会を持っています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の採用は本部での一括採用となり、入社研修を経て園に配属されています。園内の役割は「職員係分担表」並びに「職員体制表」により明確にしています。退職や異動の意向を年度途中に聞き取り、それを基に次年度の職員体制について本部全体での異動や採用を計画的に進めています。職員は職種ごと、習熟度別に階層化されたグレード基準があり、それに見合う職責と基本業務が明確化されています。年度初めに一人ひとりがそれを「役割」「姿勢」といった項目で目標設定し、その目標に対する実施状況は施設長との面談で定期的に確認しています。また、評価シートの「スキル・能力」では、「丁寧な保育」「学びを生み出す保育」「チーム保育」などの園の目指す保育に応じた項目を設け、その達成レベルを自己評価、他者評価をもって確認しています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の出退勤はタイムカードで管理し、残業や有給休暇の取得状況を把握しています。有給休暇の取得予定を4月にみんなで決め、カレンダーに記載し職員休憩室に掲示しています。職員間で担当をカバーし合う体制を取り、また、1日に休暇取得できる人数を明確にすることで有給休暇を取得しやすい環境を整えています。リフレッシュ休暇やアニバーサリー休暇などの制度があり、また、系列園同士で連携することで役職者も含め育児休業など、長期での休暇もとりにやすい体制があります。訪問時にも複数名の育児休暇取得者がありました。職員は困ったこと、悩んでいることなどあれば施設長はもちろん、リーダー職員に相談できる環境が整っています。必要があればリーダー職員で話し合い、問題を解決できる体制があります。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員は入社研修を経て、年に数回の研修を受けることができます。職種やそのグレードごとに受ける研修が決まっており、職員が計画的に技術や知識を習得することで成長していける仕組みがあります。受けた研修の内容は研修報告として文書で回覧したり、会議で報告したりすることで職員間で共有しています。職員配置では、新しい職員と経験のある職員が組むことで、やり方を教えたり、見て学んだりできる体制を取っています。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外部の研修には出にくい中、園内での研修を充実させています。今年度は施設長が講師となりAEDの使い方やプール活動での注意事項といった保健看護に関する研修を行いました。また、今後は保育内容の研修に加え、ダンスや楽器など職員が得意なものを教え合う研修を企画しています。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全職員が持っている「保育者実践ガイドブック」には「子どもの権利の尊重」についての項目があり、心がけるべきこととして人権や虐待について書かれています。入社研修では児童福祉法や児童憲章といった子どもの権利擁護について学び、職員会議で年に数回、これらの読み合わせをしています。職員が話し合って決めた保育方針には「子どものやりたい気持ちを尊重し、ともに経験する中で成長し合う保育」とあり、それができているかを計画立案時や振り返りを行う機会に確認しています。5歳児では子どもだけで話し合う時間を設け、自分の意見を表明し、言葉で伝え合うことを大切にする保育を行っています。虐待案件には、虐待対応マニュアルに沿って関係機関と連携して対応できる体制があります。虐待への対応では、支援がより良いものとなるよう行政や関係機関の対応を含めた検討がされるとさらに良いでしょう。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護方針が会社のホームページに掲載され、誰でも見ることができます。ここには個人情報の取得と利用、利用目的、安全管理、開示の請求、第三者への提供などの内容が明示されています。ホームページやSNS、園内への写真の掲示、写真購入業者の利用などについて入園時に保護者へ説明し、同意書を取り交わすことで了承を確認しています。職員には個人情報の取り扱いについて入社時に説明し、同意書に署名をもらっています。実習生などについても事前にオリエンテーションを行い、この内容について周知するとともに、同意書をもって理解を確認しています。会社で定める個人情報保護方針は定期的に経営層が目を通し、具体的な事例を通して職員への周知が進むとさらに良いでしょう。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>玄関に意見箱を常設し、利用者からの意見や要望を受け付けています。送迎時の口頭でのやりとりや連絡帳アプリを通じて出された意見などは職員で共有し、改善策を話し合います。その内容は必要に応じて本部とも共有し、改善につなげています。保護者の意見から今年度、玄関の靴箱の上に置いている靴下入れをクラスごとに分けて入れられるようにしました。年2回開催される運営委員会では、そうして出された意見や要望とその対応について報告し、保護者代表で入っている委員からの意見ももらいながら改善につなげています。運営委員会の議事は全保護者に配布しています。小さなことでも保護者から出された意見や要望にはどのように対応したのか、どのような理由で対応できないのかを返せるとさらに良いでしょう。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>玄関ホールには苦情解決の仕組みが担当者やその連絡先とともに掲示されています。入園にあたっては重要事項説明書に沿って一人ひとりに説明し、さらに同意書への署名をもってその理解を確認しています。利用者等から出された意見や苦情は、苦情解決の規定に従い、施設長が把握した上で職員と共有し、さらに、本部と協議して速やかに対応しています。苦情解決に係る規定にはその受け付けから管理体制、解決に向けた手順が明確になっています。苦情に限らず、利用者からの意見や要望、提案について、その窓口となる職員をはじめ、聞き取る仕組みを再考されてはいかがでしょうか。苦情解決のしくみに関する保護者の認識が進むよう、掲示なども工夫されるとさらに良いでしょう。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は日常的な保育の記録や計画の立案と振り返りを通して、保育の内容やその成果についての振り返りを行っています。また、職種とそのグレードにより規定された評価表を用いて自己評価を行い、それに対する他者評価を受けることで保育の質について定期的に確認しています。ここには「丁寧な保育」「自己肯定感」「学びを生み出す保育」といった項目があり、園の掲げる保育の実現に向け、どのように保育したかを振り返る内容になっています。また、施設長による面談を通じて、達成状況を確認するとともにそこでの課題を明確にすることで改善につなげています。前回の第三者評価の結果は園のホームページからWAM NET(ワムネット)へのリンクにより閲覧できるようになっています。今回の結果についても同様で、玄関ホールにはその旨の掲示も行う予定です。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>本部が作成した全園共通の各種マニュアルや行政からの保育資料(人権擁護など)を事務室に整備し、職員はいつでも閲覧できるようにしています。また、保育を行うにあたって大切にすべきこととして、「GK保育」や「保育者実践ガイドブック」を本部が全職員に配付し、提供する保育の標準的方法を徹底しています。各種マニュアルの変更については、本部のスタッフと担当施設長が見直しを定期的に行っています。変更があった場合には施設長が職員に説明をし、変更部分の差し替えを行い、業務の基本や手順が明確になっています。新年度前には、保護者に配付する「重要事項説明書」等を全職員で確認するなど徹底しています。特に、職員の異動が多かった今年度は、新任保育士の指導にマニュアル類を生かし、職員からの意見などを考慮しながら、さらに業務の標準化に生かせることを期待します。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の利用希望者の特性を考慮し、市川市や当園のホームページでは、保育目標や教育及び保育方針、園の取り組みなどを写真を多く使用しわかりやすく伝えています。また、園内の環境や保育活動の様子など見学できる事や、問い合わせ先が記載されています。見学希望者には、都合の良い日に予約をもらい、新型コロナウイルス流行以前は、受け入れの時間帯を園の活動時間に合わせて、子どもたちの遊びや部屋の様子を見てもらい、1日の流れがわかるように実施していました。現在は、一斉での見学ではなく1日一組とし、午前10時から個別の対応としています。また、玄関ホールにて、動画を通して園での生活や活動の説明ほか、園庭から各部屋を見学したり、パンフレットなど配付して、ていねいに説明しています。質問などもその場で受け入れており、見学後に疑問に思った事がある場合には、連絡すれば答える事ができる旨も伝え、保護者の安心感を得ています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時には、保護者に「重要事項説明書」を配付し、教育及び保育方針や内容などを説明しています。重要事項説明書や説明内容の確認チェック表を設け、同意書を交わしています。また、園での生活の流れやけが、病気の対応方法、園内での約束事、持ち物などわかりやすくまとめた、「ご利用案内」を作成しており、ていねいに説明しています。保護者の不明な点について、全職員が答えられるように事前に重要事項説明書などの内容を確認し、話しやすい環境作りを努めています。入園時の面接で、保護者の意向など児童票や提出書類で確認し、記録化して職員間で共有に努めています。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「全体的な計画」は、本部共通の形式に基づき、当園の地域性を踏まえて適切に作成されています。作成にあたっては、施設長の責任のもと、年度初めに全職員が参加する職員会議で話し合いを行い、保育理念、保育目標、教育及び保育方針、年齢別保育目標、養護と身体的発達・社会的発達・精神的発達の三視点や健康・人間関係・環境・言葉・表現の教育などが組み込まれ、地域の特性なども考慮した内容になっています。特に、「特色ある教育及び保育」として、「一人ひとりの個性を大切に向き合う・広い園庭や畑など自然に触れて伸び伸びと様々な事を経験する」として、全職員の共通理解と協力体制のもと編成されています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間保育計画、月案、週案、月間個人計画・経過記録案は、「全体的な計画」に基づいて作成し、教育及び保育を実施しています。月案では季節や気候に合った保育内容を取り入れ計画し、さらに週案で詳しく教育及び保育内容を検討し計画しています。週案の目標について、日誌で評価や考察を行い、翌日の教育及び保育へと連続性を持たせることができるようにしています。発達過程を見通した環境に関しても、子どもたちの成長に合わせて、おもちゃを替えたり、ねらいに合わせたおもちゃの提供など、職員間で研究して工夫しながら、適切な環境構成になるよう取り組んでいます。各クラスには年齢に応じて季節感あふれる作品が展示され、子どもたちが楽しんでいる様子がうかがえました。さらに、子ども一人ひとりのイメージを自由に表現できる機会を大切にしながら、全体的な計画の実現につながるよう努めています。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>今年度、当園が力を入れる計画の1つ、「子どもの発想、イメージ、意欲を育てるための『遊び』にバリエーションを広められるような各部屋の環境づくりをしていく」とし、子どもたちの主体性を尊重し、活動できる環境を整備しています。また、年齢に応じて、木や布などさまざまな素材のおもちゃを用意し、五感を使って遊べるよう心がけています。また、同じおもちゃでもさまざまな形、色、大きさの違うものを用意し、発達に応じて遊べるよう工夫しています。室内にあるおもちゃなど、子どもたちが主体的に好きな遊びができる環境を作っています。また、2階の吹き抜けの部分にはネット状のハンモックが設置されるなど、子どもたちがわくわく感を味わいながら活動的に過ごせる環境の両方が整っています。子どもが夢中になって遊んでいる時には様子を見守り、集中する時間を大切にしています。さらに、各職員の得意なことを発揮しながら、紙すきや体育、造形など、子どもたちの活動の幅を広げ、豊かに展開できるように企画しています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園は、園庭や近隣の特徴ある公園など自然環境に恵まれ、それらを教育及び保育に生かしています。季節に合った散歩計画や遠足、地域交流を通して、自然を体感する活動を充実させています。玄関ホールには「散歩マップ」を掲示し、「散歩チェック表」を活用して、子どもたちが年齢や目的に応じて、季節の移り変わりを五感で感じられるように、積極的に散歩に出かけています。広い園庭の一角には畑を設け、びわやみかん、いちじく、やまももなど実のなる木々や草花に囲まれ、虫とも触れ合える環境になっています。また、特に、みかんの葉にはちょうが卵を生み、子どもたちは卵から育て羽化させたり、「かめ」の飼育などを通して命の大切さを学べるような活動を実践しています。近隣に散歩に出かけたときは、職員が積極的に挨拶を交わすなど、子どもたちもいっしょに地域の人々と触れ合う機会となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行以前は図書館を利用するなど、生活に変化や潤いを与える工夫を積極的に取り入れています。さらに、今年度開設した近隣の系列園と交流を行い、特に5歳児同士のコミュニケーションを図り双方に良い刺激になっています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもとの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間の「行事予定表」を作成し、担当職員を中心に内容を計画しています。夏祭りや運動会などの行事は、0歳児、1、2歳児、3～5歳児に分けたり、日程、時間帯やホール、園庭など会場を活用して、子どもたちが力を発揮し、意欲につながるよう取り組んでいます。3～5歳児クラスでは、当番活動を取り入れ、特に、5歳児は生き物のお世話や菜園の水やり、3歳児クラスの手伝いや整理整頓係などに分けて、子どもたちが役割を果たせるような取組みを行っています。日々の教育及び保育のなかで、子ども同士がけんかをした場合には、謝る、順番を守る、先生の話聞くなど、基本的な生活ルールを理解できるように援助して、人間関係が育つよう配慮しています。また、戸外への散歩時には、横断歩道の渡り方や道路の歩き方、近隣の方への挨拶など、社会の基本となるルールが身につくよう配慮しています。現在は、コロナ禍のため各クラスとも活動に配慮していますが、流行が収まり次第、以前のように、4、5歳児は3歳児クラスのお手伝いをしたり、行事の際には3～5歳児クラス全体で行うように計画し、積極的に異年齢交流を図れるように検討しています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>障がいのある子どもに対しては、毎日個別記録を行い、子どもの状態やその日の対応を記載して、次の日につなげるようにしています。保護者に対しても、連絡帳アプリを使用し、園の状態や家庭の状態など情報交換をしています。担任はキャリアアップ研修として、障害児保育の研修を受講しています。また、保護者より療育での様子などを聞き取り、教育及び保育に取り入れられるよう配慮しています。市や本部の巡回指導での助言などは、職員会議で全職員に情報提供して、園全体でかかわり取り組んでいます。子ども同士のかかわりについては、職員が配慮する前に、子どもたちがいろいろな場面で手伝っていたり、気になったことは職員に教えにきてくれたりと、いっしょに生活するなかで、思いやりの気持ちが芽生えています。</p>		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園での子どもの様子について、職員同士の引き継ぎに関しては昼ミーティングで各クラスの引き継ぎ事項を伝えています。さらに、「健康観察記録」に記入し、担当職員に確実に引き継ぐように努めています。遅番の仕事内容については、年度初めに全職員に職員会議の時間内で研修を行っています。朝7時15分～8時までは、1階の2歳児室で0～5歳児がいっしょに過ごし、夕方17時～18時までは、0～2歳児と3歳児数名が2歳室、3歳児数名と4、5歳児が4歳室で過ごすなど、きめ細かい配慮に努めています。延長保育が行われる部屋には、遊びのコーナーを設けており、一人ひとりがゆっくり好きな遊びを選び、安心・安定して過ごせるように工夫し、適切な環境の整備に努めています。延長保育の時間帯により、19時以降は保護者が希望した場合には夕食を提供するなど、安心感につなげています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>0～5歳児クラスには、連絡帳アプリがあり園と家庭での様子の情報交換を行っています。育児不安などがあれば、いつでも個別面談を行える体制を整え、相談しやすい環境整備に努めています。新型コロナウイルスの流行以前は、保護者会を年に2回行っており、家庭での育児に関して困っている事や悩んでいる事など、保護者が話しやすいよう工夫していました。また、保育参観は1年に1回行い、1週間の期間を設け都合の良い日に来園し、子どもの様子を見ることができていました。さらに、保育参観の後には、希望者に給食試食会を行い、栄養士や施設長もいっしょに、栄養面での悩みなども解決できるように配慮してきました。新型コロナウイルスの流行が縮小し次第、再開に向けて体制を整えています。また、市や関係機関と情報を交換しながら、連携が図られるよう努めています。通常の「園だより」の配付のほか、保護者会や保育参観などを中止することで不安感につながらないように、さらに園での活動や考えなどの情報をていねいに知らせるなど、検討されることをお勧めします。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>「年間保健計画」を作成し、子どもの健康増進のため適切に取り組んでいます。また、嘱託医とは日々連携を取り、流行している病気などの情報交換を行い、園での感染防止に努めています。年2回の健康診断時に、嘱託医に成長曲線などを見せながら、子どもの発達状況についての経過観察を行っています。また、歯磨きは3歳児からはじめ、年1回の歯科検診を行い結果については保護者に知らせています。毎朝、看護師が各部屋を巡回して子どもの様子を観察し、不審な傷などがある場合には、朝の視診時に保護者に確認し、虐待が疑われる場合には市への報告を行っています。また、本部や市から「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」などの資料の配付により、連携を図るとともに職員の理解を深めています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、4月の職員会議で全職員に周知し、0歳児は5分おき、1、2歳児は10分おき、3歳児以上は15分おきに「睡眠チェック表」にて確認し、うつぶせに寝かせないなど予防に努めています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園は、感染症の流行時期にかかわらず、園舎内の清掃は希釈した次亜塩素酸ナトリウムを使用し徹底しています。特に、0～2歳児クラスでは、毎日おもちゃを消毒するなど感染予防の対策として適切に実施しています。保護者には「ほけんだより」を配付し、季節に応じて「健康面での決まりごと」や感染症の流行時期には、園内での感染者情報を掲示し周知しています。さらに、保護者に疾患の特徴や園での感染予防対策を明記し、感染拡大防止に努めています。なお、同一疾患の感染症が10名以上出た場合には、行政への報告を行う仕組みがあり、規定に基づき行われています。系列園共通の「ヒヤリハット報告書」や「怪我報告書」、「事故記録簿」などを整備し、職員会議で情報を共有しながら再発防止策について取り組み、減少傾向がみられます。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園独自の「年間食育計画」を栄養士が立案しています。5歳児を中心に、4月にはきゅうりやトマト、ピーマン、5月にはえだまめ、とうもろこしなどの苗を植え、水やりをして、7、8月には収穫の喜びを味わうとともに、食べ物を大切にすることを身につけています。3、4歳児もとうもろこしの皮むきなど食材に触れ、興味関心を持ち偏食の改善にもつながっています。また、クッキーの型抜き、スイートポテト、ラップを使ったおにぎり作り、行事食などでかかわり楽しみながら、調理関係職員への感謝の気持ちが芽生えています。食物アレルギーのある子どもには、「食物アレルギー・未食対応マニュアル」に基づき、適切に対応しています。医師の診断書や除去の依頼書などから、メニュー内容を保護者と栄養士、施設長、看護師、担任職員でチェックをしています。また、食事の配膳については、ピンクのトレーにピンク色の食器など、区別して提供し、テーブルも別にして対応しています。初めて食べる食材について、1歳6か月までは家庭で食べて安全を確認してから園で提供するなど、細心の注意を払い誤食防止に努めています。保護者には毎月「給食だより」や献立表を配付し、新型コロナウイルス流行以前は保育参観後希望者に給食試食会を行うなど、園の活動や考えを周知しています。今回の第三者評価利用者家族アンケート調査結果でも、満足度の高い評価を得ています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園舎内は、木や窓を多く取り入れた設計になっていて、採光に恵まれ温かなぬくもりが感じられる環境になっています。おもちゃについては、1日1回、水拭きをしており、布おもちゃは1週間に1度洗濯しています。また、感染症の流行期には布おもちゃも毎日洗濯をするなど、きめ細かい配慮に努めています。子どもたちは、戸外遊びやトイレ後、食事前後には手洗いを徹底し、手洗い場には手の洗い方を絵でわかりやすく掲示するなど衛生についての習慣が身につくように配慮しています。園舎内の掃除は、各部屋、廊下、トイレなどは1日1回、汚れたらその都度、希釈した次亜塩素酸ナトリウムを使用し清掃を徹底しています。また、園舎外は、週1回、職員全員で清掃活動を行い、子どもたちが安全に安心して遊べるように整備しています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園独自の「事故防止チェック」を作成し、毎月、各クラスで点検を行い、子どもたちが快適に過ごせるように努めています。また、事故発生後には速やかに「事故報告簿」を作成して、全職員で情報の共有が図られ再発防止に取り組んでいます。事故に至らなかったものについては、「ヒヤリ・ハット」を記入し、事故防止に努めています。教育及び保育中の怪我に関しては、本部の規定に基づき、必ず受診を行っています。その際には、「怪我報告書」にて、怪我した経緯や怪我の状況、受診の許可を保護者に連絡して、説明のうえ同意を得てから受診しています。受診の同行には、職員が2人で行く事を原則とし、受診後は保護者への謝罪と受診結果を連絡し、お迎え時に対面で詳しい内容を話すよう心がけています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内には、災害時の対応として避難経路をわかりやすく表示するなど、施設長を中心に「防災マニュアル」を作成し、各クラスに設置して非常災害の対策に取り組んでいます。防災マニュアルには、避難誘導係や連絡係などの役割分担が記載され、「避難器具設置場所」を設け、定期的に点検しています。毎月11日には、園児と職員で避難訓練を行い、地震や火災、津波を想定し、時間帯も午前、午後、夕方、早朝など、あらゆる時間帯で起こることを想定して実施しています。非常災害が発生した場合には、園に近い職員から出勤し、速やかに業務を開始できるよう計画しています。年1回、保護者が参加して「引き渡し訓練」を行い、教育及び保育中に発生した場合の引き渡し方法を保護者にも理解してもらう機会とし、安心感につなげています。さらに、玄関にはAED(自動体外式除細動器)を設置し、施設長と主任が上級救命の資格を取得しています。</p>		

33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市の担当課と連携しながら地域のニーズを把握し、配布されるパンフレットやリーフレットは、保護者が目につきやすい場所に貼付しています。また、育児相談があった場合には、事務所などで話を聞きアドバイスを行う体制を整えています。新型コロナウイルス感染症流行前は、地域の図書館や高齢者施設を訪問したり、園児の祖父母を招待したりするなど、交流を積極的に行い楽しんでいました。現在は、近隣の施設に「夏祭り」や「発表会」などの招待状を送り参加を呼びかけるなど、園の取り組みを見てもらう機会として交流を図っています。また、地域とはハロウィンなどで協力を得たり、「盆踊り大会」へのお誘いのポスターを掲示するなど、子どもと地域の人々との交流を広げるための工夫がうかがえます。また、離乳食の試食会を計画するなど、積極的に子育て支援に努めています。</p>		